

鹿児島市

介護施設ボランティアポイント事業 高齢者いきいきポイント推進事業

登録者用テキスト



鹿児島市すこやか長寿部 長寿あんしん課
鹿児島市社会福祉協議会 ボランティアセンター

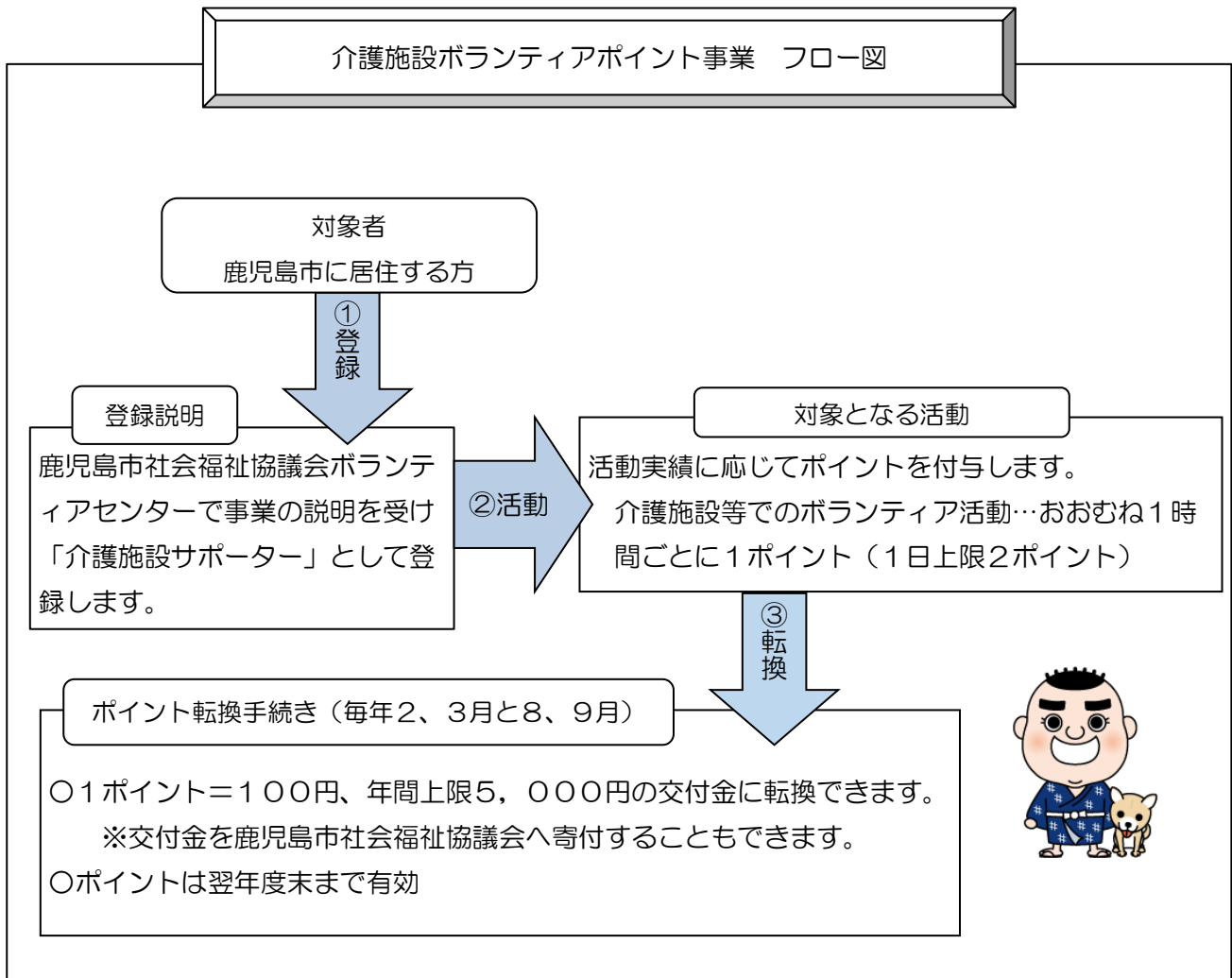
目 次

- I. 両事業の目的・対象者・対象活動（全体像）・・・・・・・・・・ 1ページ
- II. 介護施設ボランティアポイント事業について・・・・・・・・・・ 2ページ
- III. 高齢者いきいきポイント推進事業について・・・・・・・・・・ 8ページ

I. 両事業の目的・対象者・対象活動（全体像）

	介護施設ボランティアポイント事業	高齢者いきいきポイント推進事業
目的	市民の介護分野への関心を高めるとともに、地域全体で高齢者を支える意識を高める。	高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進するとともに、介護予防を推進する。
対象者	本市に居住している方	65歳以上の鹿児島市民（介護保険制度の第1号被保険者）で、要支援・要介護認定を受けていない方
対象活動	介護施設等でのボランティア活動	A.鹿児島市社会福祉協議会が募集、管理するボランティア活動 B.障害福祉サービス支援事業所等でのボランティア活動 C.特定健康診査、長寿健康診査の受診
活動例	<ul style="list-style-type: none"> レクリエーション等の指導、参加支援 お茶出しや食事の配膳、下膳の補助 行事等の手伝い 外出、館内移動の補助 高齢者の話し相手 など 	A. <ul style="list-style-type: none"> 期日指定ボランティア 赤い羽根共同募金 など B. <ul style="list-style-type: none"> レクリエーション等の指導、参加支援 お茶出しや食事の配膳、下膳の補助 行事等の手伝い など
ポイント	1時間の活動につき1ポイント、1日上限2ポイント	A、B.1時間の活動につき1ポイント、1日上限2ポイント C.1回の受診につき2ポイント、年1回のみ
年間付与ポイント数の上限	50ポイント	35ポイント
転換交付金の交付等	1ポイント=100円 年間5,000円まで転換可能 (鹿児島市社会福祉協議会への寄付も可) ただし、有効期限内のポイントのみ	1ポイント=100円 年間3,500円まで転換可能 (鹿児島市社会福祉協議会への寄付も可) ただし、有効期限内のポイントのみ
獲得したポイントの有効期限	獲得した年度の翌年度末まで (例：6年度に獲得したポイントの有効期限は7年度末まで)	

Ⅱ. 介護施設ボランティアポイント事業について



1. 介護施設サポーターの登録等

(1) 「介護施設サポーター」の登録

事業に参加するためには、鹿児島市社会福祉協議会ボランティアセンターで事業の説明を受け、「介護施設サポーター」として登録する必要があります。説明終了後に「鹿児島市介護施設ボランティアポイント事業参加登録申請書」を記入し、提出してください。

なお、本市に居住しているかどうかを確認するため、現住所が記載された本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）を確認させていただきます。

また、未成年者（18歳未満）が登録を希望する際は、親権者（又は未成年後見人）からの同意が必要です。

「介護施設サポーター」として登録された方には、ポイントを管理するための「サポーター手帳」をお渡しします。

○「サポーター手帳」

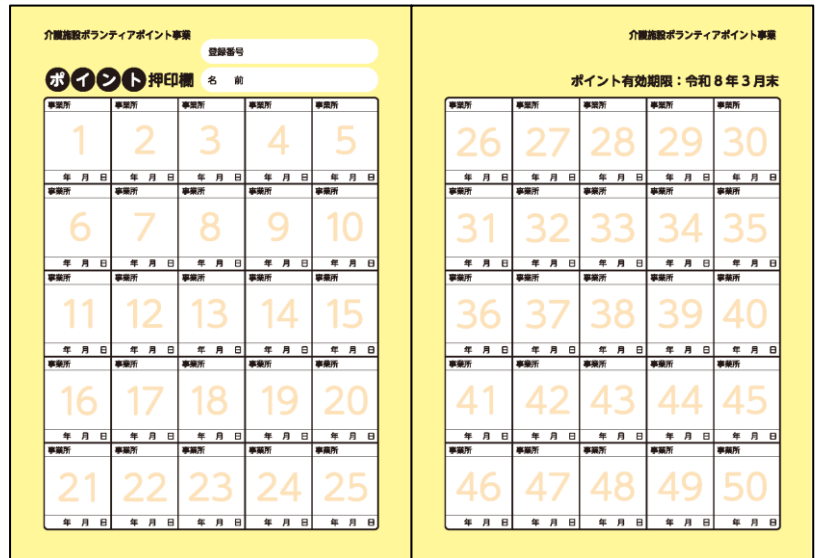
- ・「サポーター手帳」は「いきいき手帳」（高齢者いきいきポイント推進事業用）と一体になっています。

※手帳のイメージ

(表紙・左綴じ)

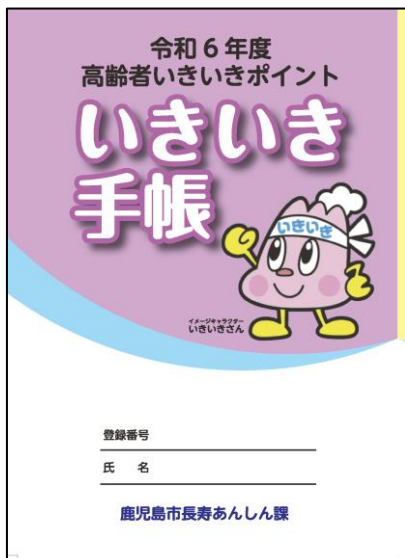


(ポイント押印欄)



こちらは「高齢者いきいきポイント推進事業」で得たポイントを管理する手帳です。事業の概要はP8以降をご覧ください。

(裏表紙・右綴じ)



(ポイント押印欄)



- ・「サポーター手帳」は年度ごとに更新します。
- ・年度末に次年度分の「サポーター手帳」と「ボランティア活動保険加入カード」を郵送します。

○ボランティア活動保険

- ・「介護施設サポーター」として登録する方は、活動中の事故に備え「ボランティア活動保険」に加入していただきます。
- ・加入費用 350 円は、市で負担します。
- ・既に「ボランティア活動保険」に加入している方を除きます。
- ・活動保険の詳細は、別紙パンフレットをご覧ください。

○本市に居住していることの確認

- ・「介護施設サポーター」として登録するにあたり、本市に居住していることを確認するため、現住所が記載された本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）が必要となります。

(2) 「介護施設サポーター」の資格

「介護施設サポーター」の登録は、更新する必要はありませんが、以下の場合は資格を喪失します。（活動保険の更新も自動的に行います。）

- ①死亡した場合
- ②鹿児島市外へ転出した場合

※資格を喪失した場合のポイントの取扱いは、P 6～7の「4. ポイントの転換（4）」をご覧ください。

(3) 「介護施設サポーター」の年齢制限

「介護施設サポーター」の登録に年齢制限はありませんが、受入施設によっては、運営上の理由により活動者の年齢制限を設けている場合がありますので、活動する際は事前に活動を希望する受入施設へお問い合わせください。

※別紙「受入施設一覧」に各施設の年齢制限を一部掲載しています。

2. 対象となる活動

○介護施設等でのボランティア活動

ボランティア活動の対象施設は、特別養護老人ホームなどの介護施設等で、鹿児島市から受入施設として指定された施設です。

受入施設で行うボランティア活動に対し、おおむね 1 時間で 1 ポイント、1 日上限 2 ポイントを付与します。

別紙「受入施設一覧」をご覧ください、活動を希望する受入施設に直接電話連絡の上、ボランティア活動の内容や日にち、時間帯などについて話し合い、活動を行ってください。

なお、受入施設は、受入可能人数を超える場合や施設運営に支障を生じるおそれがある場合、「介護施設サポーター」の受入れを制限することがあります。その場合は、再度日程等の調整を行ってください。

①受入施設

- ・詳細は別紙「受入施設一覧」をご覧ください

②ボランティア活動の内容

- ・レクリエーション等の指導、参加者の支援
- ・お茶出しや食事の配膳、下膳の補助
- ・行事等の手伝い
- ・外出、館内移動の補助
- ・高齢者の話し相手
- ・その他、施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 など

③対象とならないボランティア活動

- ・施設利用者に関わらない行為など、本来施設職員が行うべき行為
- ・報酬、謝金等が支払われている活動
(ただし、交通費、活動中の食事や原材料費などの実費弁償程度が支給される場合を除く)
- ・もっぱら「介護施設サポーター」自身の親族等に対する活動
- ・受入施設の主催事業でないものに対する活動
- ・「介護施設サポーター」が入所または利用している介護施設等での活動

※感染症等の影響によっては、募集が中止になる場合があります。

3. ポイントの管理、付与

(1) ポイントの管理

ポイントの管理は、「サポーター手帳」にスタンプを押印することで行います。

(1ポイント＝スタンプ1個)

「サポーター手帳」を紛失した場合は、新しい手帳を発行しますが、付与されたポイントは無効となりますので、お気を付けください。

(2) ポイントの付与方法

○介護施設等でのボランティア活動

ボランティア活動のポイントは、活動時間に応じて、施設職員がポイントを付

与します。活動を行う際は、必ず「サポーター手帳」を持参してください。

(3) 付与ポイントの上限

年間の付与ポイントの上限は、50ポイント（スタンプ50個）です。

「サポーター手帳」には、予備の押印欄を25個分設けています。予備欄も含め、押印欄を全て使用された方は、各施設でスタンプ押印台紙を受け取ってください。

なお、予備欄及びスタンプ押印台紙に押印されたスタンプは、転換交付金の交付の対象にはなりません。

4. ポイントの転換

蓄積したポイントは、1ポイント＝100円、年間上限5,000円の交付金に転換することができます。

※交付金を鹿児島市社会福祉協議会へ寄付することもできます。

(1) 申請期間

転換交付金の申請期間は、上期（8、9月）と下期（2、3月）です。

※上記期間以外は、転換交付金の交付申請はできません。

(2) 申請に必要な書類等

- ・「鹿児島市介護施設ボランティアポイント事業転換交付金の交付等申請書」
- ・「印鑑」（認印で可） ※鹿児島市社会福祉協議会へ寄付を希望する方のみ
- ・「サポーター手帳」
- ・「申請者本人名義の振込先口座の通帳」等（写しでも可）

※銀行名、店番（支店名）、預金の種類、口座番号、口座名義人が記載されている通帳、キャッシュカード等を準備してください。

※未成年者（18歳未満）が申請する際は、親権者（又は未成年後見人）からの同意が必要です。

(3) ポイントの繰り越し

ポイントの有効期限は、付与された年度から翌年度末までです。有効期限を過ぎたポイントは、交付金に転換できませんのでご注意ください。なお、予備欄及びスタンプ押印台紙に押印されたスタンプは、繰り越すことはできません。

(4) 「介護施設サポーター」の資格を喪失した場合の取扱い等

①死亡した場合

「介護施設サポーター」の資格は喪失し、ポイントも無効となります。ただし、

転換交付金の交付申請後に死亡した場合は相続人に交付します。

②市外に転出した場合

「介護施設サポーター」の資格は喪失しますが、ポイントの有効期限内であれば転換交付金の交付申請を行うことができます。

※ポイントは、相続、譲渡、貸与することはできません。

5. 活動中の事故について

活動中、移動中に事故にあった場合は、速やかに鹿児島市社会福祉協議会ボランティアセンターにご連絡ください。

審査の上、要件を満たしている場合は保険金が支払われます。

ボランティア活動保険のお問い合わせ先

鹿児島市社会福祉協議会ボランティアセンター 099-221-6072

6. 今後の流れ

登録説明を受ける

「事業参加登録申請書」を記入し、「現住所が記載された本人確認書類等」を添えて申請

↓

「サポーター手帳」の交付（現住所が記載された本人確認書類等がない場合は後日郵送）

↓

対象活動を行う（ポイントを貯める）

ボランティア活動を希望する受入施設を選択し、電話連絡の上、内容や日にち、時間帯を確認して活動する。

↓

転換交付金申請受付のお知らせ

↓

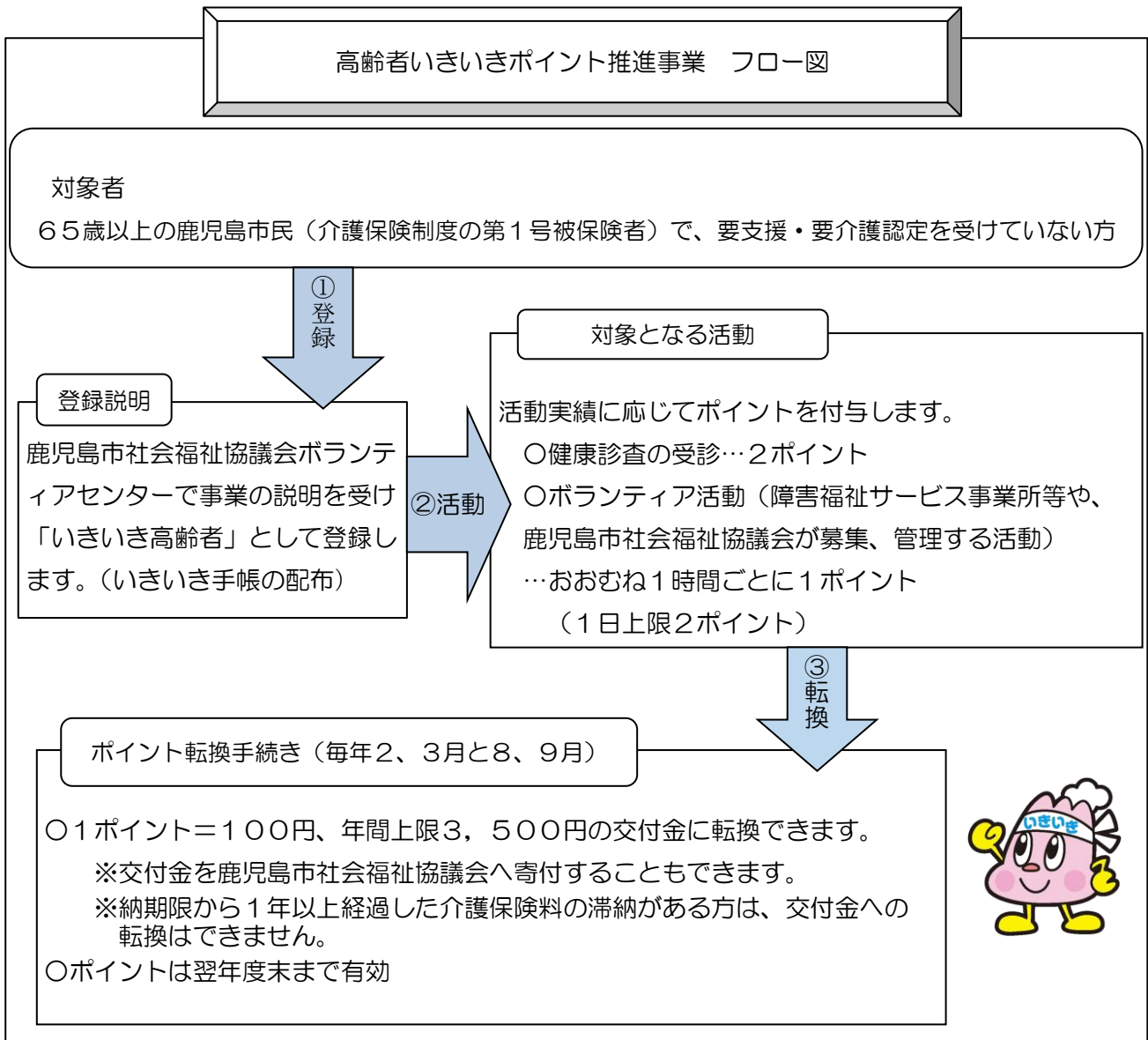
転換交付金申請書の提出（8、9月 2、3月）

審査後、ポイントに応じた転換交付金が口座に振り込まれる、もしくは鹿児島市社会福祉協議会へ寄付。

↓

次年度分「サポーター手帳」及び「ボランティア活動保険加入カード」の送付（3月頃）

Ⅲ. 高齢者いきいきポイント推進事業について



1. 「いきいき高齢者」の登録等

(1) 「いきいき高齢者」の登録

事業に参加するためには、鹿児島市社会福祉協議会ボランティアセンターで事業の説明を受け、「いきいき高齢者」として登録する必要があります。説明終了後に「鹿児島市高齢者いきいきポイント推進事業参加登録申請書」を記入し、提出してください。

なお、要支援・要介護認定を受けていないことを確認するため、「介護保険被保険者証」を確認させていただきます。

「いきいき高齢者」として登録された方には、ポイントを管理するための「いきいき手帳」をお渡しします。

○「いきいき手帳」

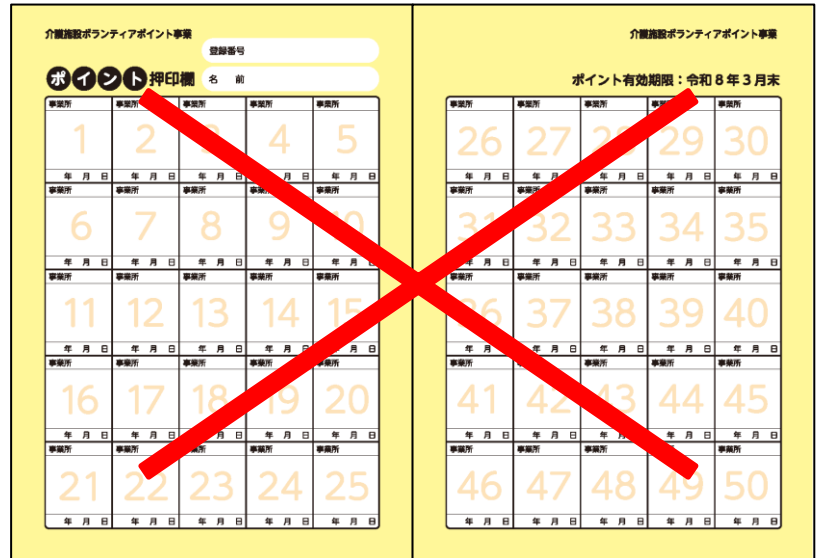
- ・「いきいき手帳」は「サポーター手帳」（介護施設ボランティアポイント事業用）と一体になっています。

※手帳のイメージ

こちらは「介護施設ボランティアポイント事業」で得たポイントを管理する手帳です。事業の概要はP2以降をご覧ください。

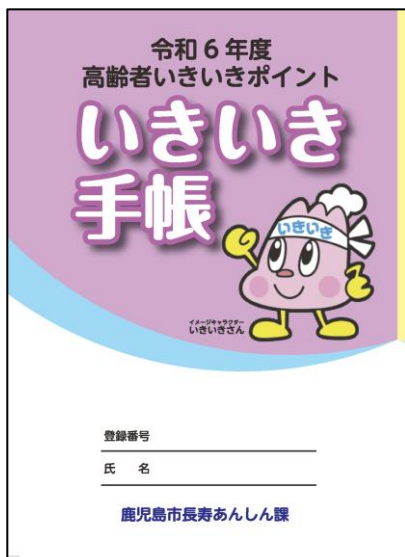
（裏表紙・右綴じ）

（ポイント押印欄）



（表紙・左綴じ）

（ポイント押印欄）



- ・「いきいき手帳」は年度ごとに更新します。
- ・年度末に次年度分の「いきいき手帳」と「ボランティア活動保険加入カード」を郵送します。

○ボランティア活動保険

- ・「いきいき高齢者」として登録する方は、活動中の事故に備え「ボランティア活動保険」に加入していただきます。
- ・加入費用350円は、市で負担します。
- ・すでに「ボランティア活動保険」に加入している方を除きます。
- ・活動保険の詳細は、別紙パンフレットをご覧ください。

○介護保険被保険者証

- ・「いきいき高齢者」として登録するにあたり、鹿児島市の介護保険の被保険者であることや要支援・要介護認定を受けていないことを確認するため、「介護保険被保険者証」が必要となります。
- ・保険証は、65歳になられてから1週間程度で郵送しております。紛失された場合は、再発行の手続きが必要となります。

介護保険被保険者証のお問い合わせ先

鹿児島市介護保険課 保険料係 099-216-1279

(2) 「いきいき高齢者」の資格

「いきいき高齢者」の登録は、更新する必要はありませんが、以下の場合には資格を喪失します。(活動保険の更新も自動的に行います。)

- ①死亡した場合
- ②鹿児島市外へ転出した場合
- ③要支援・要介護認定を受けた場合

※資格を喪失した場合のポイントの取扱いは、P13の「4. ポイントの転換(4)」をご覧ください。

2. 対象となる活動

(1) 健康づくり・介護予防活動

特定健康診査(65歳から74歳まで)及び長寿健康診査(75歳以上)を受診された「いきいき高齢者」に、2ポイント(スタンプ2個)を付与します。

対象は、今年度に受診した分です。

①特定健康診査(特定健診)

特定健診は、鹿児島市国民健康保険課、全国健康保険協会などから送付される「特定健康診査受診券」を用いて、集団会場(地域の小学校や保健センターなど)または医療機関のどちらかで受診できます。

※「いきいき高齢者」本人が社会保険被保険者となっている場合は、職場健診が対象となります。

特定健康診査のお問い合わせ先

国民健康保険の方：鹿児島市国民健康保険課 保健事業係

099-808-7505

※職場の健康保険に加入されている方は勤務先に確認してください。

②長寿健康診査（長寿健診）

長寿健診は、鹿児島市長寿支援課から年度初めに送付される「長寿健康診査受診券」を用いて、集団会場（地域の小学校や保健センターなど）または医療機関のどちらかで受診できます。

長寿健康診査のお問い合わせ先

鹿児島市長寿支援課 後期高齢者医療係 099-216-1268

（2）鹿児島市社会福祉協議会が募集、管理するボランティア活動

ボランティア活動の対象行事は市社協が募集、管理する活動で以下の通りです。おおむね1時間で1ポイント、1日上限2ポイントを付与します。

- ・期日指定ボランティア（随時。こども食堂など活動は多岐にわたる。）
- ・赤い羽根共同募金（10月～12月）
活動内容・・・街頭募金活動（天文館、中央駅 他）
- ・わくわく福祉交流フェア（市と共催 11月上旬予定）
活動内容・・・①イベント前日準備ボランティア ②当日ボランティア
- ・児童・生徒を対象にする講座等の支援ボランティア（学校からの依頼に応じて）
活動内容・・・出前講座等での準備、補助活動
- ・市社会福祉協議会主催の研修会や桜島火山爆発総合防災訓練等を補助するボランティア
活動内容・・・ボランティア入門講座、災害研修会、災害訓練等の準備、補助活動

※感染症等の影響によっては、募集が中止になる場合があります。

（3）障害福祉サービス事業所等でのボランティア活動

おおむね1時間で1ポイント、1日上限2ポイントを付与します。

- ・レクリエーション等の指導、参加者の支援
- ・お茶出しや食事の配膳、下膳の補助
- ・行事等の手伝い
- ・外出、館内移動の支援補助

- 利用者の話し相手
- その他、施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 など

3. ポイントの管理、付与

(1) ポイントの管理

ポイントの管理は、「いきいき手帳」にスタンプを押印することで行います。

(1 ポイント=スタンプ1個)

「いきいき手帳」を紛失した場合は、新しい手帳を発行しますが、付与されたポイントは無効となりますので、お気を付けください。

(2) ポイントの付与方法

①特定健診、長寿健診

特定健診、長寿健診のポイントは、診断結果表により確認しますので、転換交付金の交付申請時に持参してください。(集団会場や医療機関でポイントの付与は行いません)

②鹿児島市社会福祉協議会が募集、管理するボランティア活動や障害福祉サービス事業所等でのボランティア活動

ボランティア活動のポイントは、活動時間に応じて、鹿児島市社会福祉協議会職員や施設職員がポイントを付与します。

活動を行う際は、必ず「いきいき手帳」を持参してください。

(3) 付与ポイントの上限

年間の付与ポイントの上限は、35ポイント(スタンプ35個)です。

「いきいき手帳」には、予備の押印欄を25個分設けています。予備欄も含め、押印欄を全て使用された方は、各施設でスタンプ押印台紙を受け取ってください。

なお、予備欄及びスタンプ押印台紙に押印されたスタンプは、転換交付金の交付の対象にはなりません。

4. ポイントの転換

蓄積したポイントは、1ポイント=100円、年間上限3,500円の交付金に転換することができます。

※交付金を鹿児島市社会福祉協議会へ寄付することもできます。

※納期限から1年以上経過した介護保険料の滞納がある方は、交付金への転換はできません。

(1) 申請期間

転換交付金の申請期間は、上期（8、9月）と下期（2、3月）です。

※上記期間以外は、転換交付金の交付申請はできません。

(2) 申請に必要な書類等

- ・「鹿児島市高齢者いきいきポイント推進事業転換交付金の交付等申請書」
- ・「印鑑」（認印で可） ※鹿児島市社会福祉協議会へ寄付を希望する方のみ
- ・「いきいき手帳」
- ・「申請者本人名義の振込先口座の通帳」等（写しでも可）

※銀行名、店番（支店名）、預金の種類、口座番号、口座名義人が記載されている通帳、キャッシュカード等を準備してください。

- ・「健康診査受診結果票」（健康診査を受診した方のみ）

↳ このほか「健康診査受診結果通知書」や「健康診査記録票」、「受診日の記載と受診印の押印がある『国民健康保険被保険者証』」など、住所・氏名・受診日・受診したことが分かる書類であれば可。（検査結果の数値等は載っていない可。）

(3) ポイントの繰り越し

ポイントの有効期限は、付与された年度から翌年度末までです。有効期限を過ぎたポイントは、交付金に転換できませんのでご注意ください。なお、予備欄及びスタンプ押印台紙に押印されたスタンプは、繰り越すことはできません。

(4) 「いきいき高齢者」の資格を喪失した場合の取扱い等

①死亡した場合

「いきいき高齢者」の資格は喪失し、ポイントも無効となります。ただし、転換交付金の交付申請後に死亡した場合は相続人に交付します。

②鹿児島市外へ転出した場合

③要支援・要介護認定を受けた場合

「いきいき高齢者」の資格は喪失しますが、ポイントの有効期限内であれば転換交付金の交付申請を行うことができます。

※ポイントは、相続、譲渡、貸与することはできません。

5. 活動中の事故について

活動中、移動中に事故にあった場合は、速やかに鹿児島市社会福祉協議会ボランティアセンターにご連絡ください。

審査の上、要件を満たしている場合は保険金が支払われます。

ボランティア活動保険のお問い合わせ先

鹿児島市社会福祉協議会ボランティアセンター 099-221-6072

6. 今後の流れ

登録説明を受ける

「事業参加登録申請書」を記入し、「介護保険被保険者証」を添えて申請

↓

「いきいき手帳」の交付（介護保険被保険者証がない場合は後日郵送）

↓

対象活動を行う（ポイントを貯める）

- ① 特定健診の受診
- ② 鹿児島市社会福祉協議会が募集・管理するボランティア活動に参加する。
- ③ 障害福祉サービス事業所等でのボランティア活動に参加する。

↓

転換交付金申請受付のお知らせ

↓

転換交付金申請書の提出（8、9月 2、3月）

審査後、ポイントに応じた転換交付金が口座に振り込まれる、もしくは鹿児島市社会福祉協議会へ寄付。

↓

次年度分「いきいき手帳」及び「ボランティア活動保険加入カード」の送付（3月頃）

~Memo~

お問い合わせ先

○鹿児島市社会福祉協議会 ボランティアセンター

TEL 099-221-6072 FAX099-221-6075

Eメールアドレス k-shakyo-vo6@dondon-net.or.jp

ホームページアドレス <http://www.dondon-net.or.jp/>

○鹿児島市すこやか長寿部 長寿あんしん課 地域包括ケア推進係

TEL 099-216-1186 FAX099-224-1539

Eメールアドレス choujuanshin-chi@city.kagoshima.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>